

司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の結果について（提出意見一覧）（抜粋）

番号	提出者	提出意見の骨子	提出意見
8	大学関係者	改正の必要はない。国際関係法（公法系）を存続すべきであるが、出題範囲を縮小すべきである。	新司法試験の選択科目における国際関係法（公法系）について、拙見を申し上げます。日本においては、一部の弁護士を除いて、裁判官を始めとする多くの法曹関係者の間における国際法の理解不足が指摘されて久しくなっています。法科大学院の設置に基づく新司法試験の実施は、このような状況の改善にまたとない機会を提供するものと思われまします。他方、国際連合に代表される国際社会の姿勢は、特に冷戦解消後においては、国際法、国際社会における法の支配の重要性を一貫して強調するものであり、それには十分な理由があるといえます。具体的には、2000年に出された国際連合事務局法務部（Office of Legal Affairs）の部長（事務次長：Under-Secretary-General；法律顧問：The Legal Counsel）が、世界中のロー・スクールの部長（Dean）に宛てた声明文（AN APPEAL TO THE DEANS OF LAW SCHOOLS WORLDWIDE）（ <a href="http://www.un.org/law/counsel/appeal.htm">http://www.un.org/law/counsel/appeal.htm</a> ）があります。その後に、おいても様々な取り組みが継続されてきています。これらについては、次のサイトを御覧ください。 <a href="http://www.un.org/en/law/index.shtml">http://www.un.org/en/law/index.shtml</a> <a href="http://www.un.org/law/programmeofassistance/">http://www.un.org/law/programmeofassistance/</a> このような国際社会の動きに鑑みれば、国際関係法（公法系）を選択科目から外すという選択肢は論外であり、あり得ません。また、選択者数を大幅に増加させることが強く求められるものであり、そのために考えられる改善策を早急に導入することが不可欠です。国際関係法（公法系）を選択することに対する躊躇の理由には多々あるとは思われますが、大きな理由の一つは、国際関係法（公法系）科目の開講（単位）数が少ないのに対して、出題範囲が大変に広い（少なくとも）数が増やすことには様々な困難がありますが、国際法の基本的理解と能力の点検という司法試験として不可欠な点は、出題範囲を縮小することと十分に両立すると考えます。望ましい出題範囲については別途慎重な検討がなされる必要があります。 以上を鑑みて、次の2点を申し上げます。 1．国際関係法（公法系）を選択科目として維持すべきである。 2．国際関係法（公法系）の出題範囲を現在よりも縮小すべきである。御賢察のほど、よろしくお願い申し上げます。
10	法科大学院生	改正の必要はない。国際関係法（公法系）を存続すべきである。	司法試験の選択科目について意見がございします。今回の諮問においては、特に選択科目の変更について意見がなかつたようですが、国際公法の受験者が少ないことについて懸念があつたことと理解しています。委員の方々も指摘されています。私も、2度の海外留学を経て、そのことを強く実感しております。国際公法関係はグローバル化する国際社会の中で益々重要性がまいていくものと感じておられないのは、恐らく法科大学院のカリキュラムの問題や、司法試験合格後の就職活動で利益があるか、外国語の能力への不安などがあられるかもしれません。決して国際公法の重要性が低下してはいるわけでは無いと思います。私自身も平成22年度の司法試験で国際公法を選択する予定ですが、受験者数が少ないからといった理由で安易に国際公法を受験科目から外すようにならないようお願い申し上げます。
12	大学関係者	改正の必要はない。国際関係法（公法系、私法系）を存続すべきである。	選択科目中、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）について、科目廃止をすべきではない。特に、公法系（国際法）については、受験人数の少なさを理由に廃止の声があるとも聞いておりますが、受験人数を基準にすることには反対です。第1に、国際法については、試験範囲をもっと絞るべきです。他の選択科目の多くが本来の範囲からすれ

<p>が、出題範囲を縮小すべきである。</p>	<p>が、出題範囲を縮小すべきである。</p>	<p>ば相当狭めておりますが、国際法は、当初、広げるような発表をしておき、それが解消していきません。学生の多くは、範囲が広がります。範囲を狭めたとしても十分能力を見ることができず、無関係であると考え、国際法が国と国の関係を規律している部分については、将来の法曹にとって不当あるいは紛争解決の点を見なければならぬ。国際法(自然人・法人)が関係する部分については、国家間の訴訟の必要がないように思われます。若干の言い過ぎかもしれませんが、受験科目の範囲としてはこちらの範囲に限定しても良いのではないかと考えています。裁判で扱う事件も多くなっていきます。国際法を学ぶことの重要性は増大してきています。そのような状況の中で選択科目から除くことは逆進行するものであります。国際法の傾向の中で、将来国際的に活躍する法曹が次第に増えていくものと思われれます。国際法を身に付けておくことの重要性を削ぐべきではありません。</p>
<p>1 3 法科大学院生(新司法試験合格者)</p>	<p>改正の必要はない。国際関係法(公法系)を存続すべきである。</p>	<p>要旨：司法試験施行規則第1条について、今回は改正の必要はないとの考えに賛同するとともに、特に、今後国際関係法(公法系)は存続させるべきであると考えます。 以下、若干の理由を述べさせていただきます。 (1) 経済のグローバル化とともに国際化の進展は今後ますます進むと思われ、国際的な経済、人権等の諸事項に関する紛争解決が増加している今日、国際関係法(公法系)の理解が実務法曹にとってもますます重要性を帯びてくるようになった。 (2) 特に、在留外国人の増加に伴い、国際人権法の分野においては、現実には条約の解釈適用が争われている事実も漸増している。人権関係諸条約の国内適用を通じた法律アドバイスの提供が法律実務において重要なこととなる。そのため、国際人権法を法科大学院時代から学修すべきである。 (3) 今後、国際的な個人通報制度への対応も喫緊の課題となるであろうから、国際法の解釈、特に人権条約に関する幅広い判例法の理解を踏まえ、現実問題への対処が実務家としても不可欠のものとなっていく。 (4) 弁護士活動の一環として、国際機関や途上国における人権活動への実務法曹の貢献も行われている。その中で、法曹として人権や法の支配の理念をアジア諸国との間で享有していくことが我が国にとつては必要である。我が国の法律分野における国際的地位を高めるためにも、国際人権法への理解は必須である。 (5) 新司法試験における選択科目中において本科目の選択者が少数にとどまっていることについては、国際公法は英語が必要だということ誤った印象があるのも一因であると思われ、よって、出題範囲は日本語で必要十分と明示する必要がある。</p>
<p>1 4 その他(個人)</p>	<p>改正の必要はない。国際関係法を存続すべきである。</p>	<p>今回、1条の8科目の改正が必要ないと聞いて安心しました。一時、国際法がなくなるとの噂がありましたが、それは時代に逆行していると思いますので、コメントしていただきます。 世の中はグローバル化の時代です。 国際法が必修になるのは分かりますが、なくすのは絶対やめてほしいと思います。</p>
<p>1 7 団体(国際法学会)</p>	<p>改正の必要はない。国際関係法(公法系、私法系)を存続すべきである。出題範囲を縮小すべきである。</p>	<p>平成21年9月18日付けの司法試験法施行規則第1条(新司法試験の論文形式による筆記試験の選択科目)の改正に関する意見募集に関して、平成21年10月9日の国際法学会理事会の決定に基づき、下記のように意見を提出する。 1. 今回司法試験法施行規則第1条の改正の必要はないとする司法試験委員会の結論を支持する。 2. 国際関係法(公法系)を選択科目として継続していくという結論は甚だ合理的であるとする。現在在留外国人のグローバル化の進展にとりもなない、国家相互間の利益調整の必要性はますます重要となり、また、国境を</p>



	<p>知らせることも必要だと思いません。他の科目と比較して「国際関係法（公法系）」は、法律実務との関連性がもつとも想像しにくいことが理由で、受験生に嫌われていると考えます。です。実際の現役実務家や研究者の明確化については、特に①実務との関連しやすい最重要部分で、国際公法の先端の関心事に合致する項目②国際法の発想の基礎部分といつた点に、積極的に絞ります。国際人権法（ICCPR）などの人権条約・出入国管理・難民）国際経済法条約と、日本国憲法及びその他の国内法の関連日本国の司法機関における国際法の履行確保国際法と国家機関（立法・行政）の関係国家と国民のかかわり方・・・国籍や外交的保護など国家主権・国家領域（領土、領海、領空）について国家管轄権・・・属地主義、保護主義、世界主義国際組織法の基礎</p>
2 1	<p>大学関係者</p> <p>改正の必要はない。国際関係法（公法系）を存続すべきである。</p> <p>選択科目中、国際関係法（公法系）は今後とも存続させていただくよう強くお願い申し上げます。基本的なグローバル化・諸外国との相互依存関係が深まる現代の国際社会において、国際関係法（公法）の基本的協定・二国間のFTA や EPA 等、国民生活に多大な影響を及ぼす条約が日々多数締結されているほか、科学技術・IT の進歩に伴い、慣習国際法規の形成も加速化の度合いを増していく分野が少なくないように思います。これら関連の国際法規の円滑・適切な解釈・適用をそなくこなし得る法曹実務家を求めめる社会の要請は、今後増えることがあっても減ることはないでしょう。しかし、昨今、一部の偏見・誤解から、国際関係法（公法）の必要性ないし非重要性を説く声がかかるとは誠に残念といわねえ国内法に委ねられていく一方、国内法の域外適用や在留外国人への適用などの文脈となるケースも少なくなく、国内法と国際法との交錯現象は今後もますます多に見出されればこそ、なおこのこと、国際関係法（公法）への理解・認識を深め、この分野で諸外国を占めた国が国際的な責任を負うべきであると思えます。以上から、標記選択科目中、国際関係法（公法系）は今後とも是非存続させていただくよう強くお願い申し上げます。</p> <p>もつとも、現状の国際関係法（公法）の試験問題が、その内容・難易度の点において、適切なものであるかどうかは別途議論の余地があると思われまます。新司法試験制度導入以降の国際関係法（公法）の出題は、いたずらに難解な問題が含まれているものが少なくないように思います（恐らく、そのことが、国際関係法（公法系）選択者数の著しい減少を招いているものと思料いたします）。しかし、これは専ら出題サイドの問題であって、上記で述べた国際関係法（公法）の必要性・意義を何ら減じるものではありません。試験問題の内容・難易度を望みます。</p>
2 3	<p>大学関係者</p> <p>改正の必要はない。国際関係法（公法系）を存続すべきである。</p> <p>表記の件につきまして国際関係法（公法）の存続を以下の理由により求めます。 【理由】 今日、 国連海洋法条約の実施措置に伴う排他的経済水域設置に関する法律の制定や領海法の改正等、 国際</p>



28	大学関係者	改正の必要はない。国際関係法(公法系)を存続すべきである。	<p>る。弁護士活動の一環として、国際機関や途上国における人権活動への実務法曹の貢献も行われている。そこで我が国の法曹として人権や法の支配の理念をアジア諸国と共有していくことが必要である。その場合に、国際法の理解は不可欠である。</p> <p>(4) 新司法試験における選択科目中に選択者が少数であるのは、出題範囲が広いという印象があるのも一因であると思われる。ある程度、出題範囲を絞るのがよいと思われる。</p> <p>「今回は改正の必要はない」との意見に賛成します。とりわけ、国際関係法(公法系)については、国際経済法を出題範囲とすることを含め、現状を維持すべきと考えます。</p>
30	その他(個人)	改正の必要はない。国際関係法(公法系、私法系)を存続すべきである。公法系の出題範囲を縮小すべきである。	<p>1. 今日の世界各国各領域におけるグローバルゼーションと市民生活の国際化が顕著であることにかんがみ、我が国法曹資格付与のための新司法試験の選択科目のひとつとして国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の2科目が規定されています。今後とも両科目が維持されるよう強く要望申し上げます。</p> <p>2. 特に国際関係法(公法系)の科目につきましても、これまで同科目の受験者数が他の科目に比し非常に少なくなるとともに、同科目の対象範囲が、国際法、国際人権法、国際経済法の3科目にわたるものが明記されているため、付随的趣旨説明の中で国際法の基本知識を問うの注記はなされていまいし、そのうち、関心を有する受験生に対し、同科目受験準備のためには、これら3科目の完全マスターが必須であると思われる。これを回避し、結果となつてしまつては、これが実情であると考えます。</p> <p>したがって、国際関係法(公法系)の科目の規定の仕方につき配慮が必要であり、是非出題範囲として国際法のみを規定するか、それとともに、ただし書として例えば、「国際人権法、国際経済法に關連する国際法の基本的認識を問う問題も含まれる」といった表現の仕方の採用を是非御検討いたされたいと思つております。</p> <p>3. 我が国司法裁判のこれまでの判例において、国際法、国際人権法に關する理解が不十分との批判的見方が判官を含まずなされること、さらには今後国際人権条約の個人通報制度が現実化する可能性もあり、我が国裁判官を養成する法曹の国際法に關する知識は益々必要となつてきています。よつて、我が国法曹育成のためには、法科大学院における関係教育の充実とともにより、新司法試験選択科目として国際関係法(公法系)への関心、受験者数を増大させることと、考えます。上記2. についで、御検討を強く要望いたします。</p>